

吉野川市ソーシャルメディア利用ガイドライン

近年、ツイッター、フェイスブック、ブログ等のソーシャルメディアは、今や人々の生活に身近で、欠かすことのできない情報伝達手段として浸透している。

吉野川市においても、市政情報等を広く発信するための広報手段、また、市政に関する市民との情報共有手段の一つとして、有効に活用していくことが求められる。

一方、ソーシャルメディアを利用するに当たっては、その容易性から安易に情報発信することで、社会的非難や吉野川市の信用を損なうことのないよう、職員一人ひとりが、その特性を正しく理解し、適切な運用を心掛けなければならない。

そこで、吉野川市職員（以下「職員」という。）が業務においてソーシャルメディアを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるよう、利用に当たっての基本的な考え方や留意点を明らかにする「吉野川市ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。

1 ソーシャルメディアの定義

ツイッター、フェイスブック、ブログ等に代表されるインターネット上のサービスを利用して、ユーザーが情報を発信し、又は相互に情報のやり取りを行うことができる情報伝達媒体をいう。

2 ソーシャルメディアの特性

(1) メリット

- ・迅速でタイムリーな情報発信が可能である。
- ・市公式ウェブサイトへの誘導など、自団体の持つ情報伝達媒体と連携した情報発信が可能である。
- ・積極的な情報発信により、行政の透明性を高める効果が期待できる。
- ・緊急時における情報発信手段としての活用も可能である。

(2) デメリット

- ・間違った情報を発信した場合、当該情報の削除又は訂正が困難な場合がある。
- ・発信した情報が他の利用者の誤解を招いた場合などにおいて、トラブルになる可能性がある。
- ・発信した情報に対する意見、質問への対応に労力を要する場合がある。
- ・市の情報発信に見せかけた、「なりすまし」が発生する可能性がある。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、ソーシャルメディアを利用して市の広報を行う部署（その運用を委託された業者を含む。）に対して適用する。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法その他の関係法令及び職員のサービスや情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
- (3) 肖像権、プライバシー権、著作権等を含む基本的人権に関して十分留意すること。
- (4) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報については正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。
- (5) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (6) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論は避けること。
- (7) 次に掲げる情報は、発信しないこと。
 - ・個人又は団体の秘密に関する情報
 - ・市又は他者の権利を侵害するおそれのある情報
 - ・市のセキュリティを脅かすおそれのある情報
 - ・不敬な言い方を含む情報
 - ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるおそれのある情報
 - ・違法行為又は違法行為を煽るおそれのある情報
 - ・単なる噂又は噂を助長させるおそれのある情報
 - ・青少年の健全育成を阻害するおそれのある情報
 - ・その他公序良俗に反するおそれのある情報